

IP網へ移行後の音声接続料の在り方

主な意見

令和2年6月

- IP網へ移行後の接続形態を踏まえると、着信ボトルネック解消の観点から、着信接続料規制による対称規制の導入が必要ではないか。

<主な意見> ※関係事業者

- 着信接続料について全事業者を対象とした一定のルールが必要。
- 既に音声サービスは衰退期にあり、サービス提供における課題は維持のための効率化。【NTT東日本・西日本】
- 着信網の独占性(着信ボトルネック)に起因し、①過度な利潤の上乗せ、非効率の放置等により着信接続料が高止まりするおそれ、②①のような事業者が存在すると、事業者間協議での低廉化は困難、③着信接続料支払いの懸念からユーザ通話料の低廉化が困難となり利用者利便の向上が図られない、といった問題が生じる可能性がある。【NTT東日本・西日本】
- 原則非規制が望ましいが、利用者利便の確保のため、着信接続料について全事業者を対象とした一定のルールが必要。その際、算定方法については、特定の方法に限定せずフラットに議論すべき。【NTT東日本・西日本】
- 着信接続料規制の導入については十分な議論が必要。
- 着信接続料規制についての議論を進める場合、次の観点から十分な議論が必要。【KDDI】
 - ① 事業への影響
 - コスト回収漏れなどへの影響、規制対象の拡大による影響
 - ② 現行制度や市場環境
 - 現行制度(一種指定、二種指定)の効果や課題を踏まえた上で、導入した場合の影響を要検討。
 - これまでも着信ボトルネックは存在しているが、IP網への移行に伴い導入する理由。
 - ③ 発信接続料の扱い
 - IP網へ移行後も中継型サービス(0AB0、00XY)は存続。着信接続料規制を導入する場合、発信接続料について一定の考慮が必要。

<主な意見> ※関係事業者

- 着信接続料規制の導入については反対。
- IP網への移行と着信ボトルネック議論に因果関係はない。発着事業者間の関係性に変化なし。【ソフトバンク】
- 事業影響も甚大であるため、導入ありきで議論を進めるべきでない(現行制度の課題等、事前に検討が必要)。【ソフトバンク】
- 対称規制導入に当たって次の課題が想定される。【ソフトバンク】
 - 過去の制度議論との整合(欧州と日本では、市場支配力等に対する考え方の違いから、異なる仕組みが導入されている)
 - コスト回収漏れの発生
 - 競争への影響(特定事業者に利益・不利益を与える懸念)
 - 小規模事業者への影響(規制コスト)
 - 双方向トラヒックの非対称性(顧客特性の違いによるトラヒックバランス)
- モバイル市場においては、新たな規制を導入することにより解決を図るべき課題はない。【NTTドコモ】
- まずは事業者間協議に委ねるべきであり、裁定制度を含め、協議を重ねてもなお解決に至らない場合に、初めて規制導入を検討すべき。【NTTドコモ】

<主な意見> ※委員

(検討に当たっての視点)

- IP網へ移行後、接続形態の種類や量的バランス等のいずれかにおいて、双方向接続が主体になるのであれば、それを契機に着信接続料規制の導入の是非や考え方に関する検討は必要。
- 事業者への影響だけではなく、市場(事業者間競争)への影響、ユーザへの影響(利益)等、広く影響を見ていくことが必要。
- トラフィックバランスや接続料に関するデータを踏まえて、定量的な分析もできるようにすべき。
- 現行制度の効果の検証や課題の整理は重要。
- 欧州のバックグラウンドの違いや制度を踏まえて、日本の実情に沿った評価や議論が必要。
- 技術がどう変わっていくかと親和性がある形で規制も整えていくことが必要。
- 需要が低減に向かっているとはいえ、価格等の利用者利便・利用者利益の維持は、公正競争と並んで重要な論点。ただ、コストの考え方の違い等は事業者の指摘のとおりと思うので、その精査もする必要がある。
- 市場の競争にまかせるという考え方を基本とすべきだが、それにより事業者間協議の交渉コストの発生、事業者間の公平性の欠如、利用者への不利益といった市場の失敗が発生しないかが懸念される。

<主な意見> ※委員

(IP網へ移行後の音声通信サービス)

- データ通信が中心になり音声通話は付加的なサービスになってきている。接続料もユーザ料金に合わせて低下していくもの。
- 音声通話の需要が減っている状況で、各社がビジネスとして、また、社会インフラ維持の面から、コスト回収をどう考えるのかが1つの鍵。
- メタルIP電話が社会インフラとして存続していくために、維持コストをどう考えるかということも課題。
- 欧州のように誰にかけても同じ料金が実現するようになったことは消費者からすると魅力的。固定電話と携帯電話を含めた検討が必要。
- 着信接続料規制を導入しない場合に、特に消費者にどのような不利益があるのか整理が必要。
- 音声通信サービスの占める割合や社会的な重要性について、日本と諸外国の違いを踏まえた検討が必要。
- 料金の高止まり、事業者の光回線や5Gへの投資余力、競争環境も踏まえながら検討することが重要。
- 固定電話だけでなくICTサービス全体の発展を視野に議論すべき。
- サービス提供における課題は、どのように維持し、効率化していくかにシフトしており、全体のコスト最小化という観点から何をすべきかが重要。
- 音声通信サービスが今後縮小する一方なのか、消費者や事業者にとって大切なサービスになっていくか分かれ道になっている。
- 音声通信市場の重要性について日本と諸外国とで異なるのか確認できるならしておきたい。
- 音声通信は縮小傾向と言っていたが、他国では必ずしもそうはなっていない。これについて、規制の変更や接続料金の低廉化等の政策による影響、新たなキャリアの登場による市場の変化等、分析することが有効。

<主な意見> ※委員

(着信接続料規制)

- 着信接続は、その番号にかける限り着信してしまうので、固定電話であれ携帯電話であれボトルネック性を持つ。
- 増分費用は、そのサービスを提供するために必要となる追加コストを回収するものであり、赤字になるという概念ではない。逆に言えば、接続で適正な利潤以上に儲けないという考え方。
- 現在、非規制対象事業者が規制対象事業者よりも高い接続料を設定するケースがあることを踏まえても、着信接続料規制は、それなりに意味のあることだと思う。
- 規制コストに関して小規模事業者への一定の配慮は必要。他方で、NTT東日本・西日本の接続料をミラーで用いる事業者がいることを踏まえると、小規模事業者だから適用除外してよいとは言えない。
- 欧州のように競争ルールに基づいた発想での着信ボトルネック規制の導入の取り扱いは極めて慎重にすべき。
- 着信接続料規制について、マーケットへの影響を見る場合、一種指定制度や二種指定規制とは異なる規制根拠と考えざるをえないのではないか。
- 現在、接続料については原価主義の考え方が用いられており、事業者規模、技術や周波数帯など、事業者の条件によって本来生じるコストの差をどう考えるか。対称規制という考え方の中で、具体的接続料単価まで同一とするのか、規制コストとの兼ね合いで検討が必要。
- 事業へのインパクト等を慎重に考えて欲しいという一部事業者の主張があったが、着信ボトルネック解消の観点から適正な接続料を設定することを考えるべき。
- 回収すべき合理的なコストの在り方については、今後コストイングとプライシングの議論の中で検討が必要。
- 現行の電気通信事業法の体系を踏まえると、第一種・二種指定制度を維持したまま、新たに着信接続料規制をかけるという基本的な方向性は理解できる。

<主な意見> ※委員

(着信接続料規制)

- 規制の導入や接続料水準の設定が、今後の市場規模や構造、事業者間の利益の再分配にもつながるので、慎重な検討が必要。
- 事業者の主張しているコストの回収漏れについては、今後更なる議論が必要。
- 固定費等の区分に当たっては、自網呼・接続呼の区分に加えて、データ用・音声用という区分もあり複雑。極端には、データ用設備からの差分も音声設備の増分費用と捉えうる。また、自網呼のみのコストに新たに接続呼を考慮する際、追加的に固定費が発生する可能性がある。この固定費を接続の増分費用として扱うか、全体の固定費として扱うかといった点も今後議論が必要。

- 双方向接続が主体の音声通信市場を想定した場合、事業者のネットワークコストの回収はどうあるべきか。また、今後の着信接続料の水準はどうあるべきか。

<主な意見> ※関係事業者

- 着信接続料は、効率化が反映された適正な水準を適用し合うべきであり、全事業者を対象とした一定のルールが必要。
 - 双方向接続における着信接続料は、両者の接続料収支の多寡によらず、効率化された適正な原価に基づき算定されるべき。これにより、業界全体として、音声サービスの提供に要するコストを最小化していくことが必要。【NTT東日本・西日本】
 - 音声接続料については原則非規制が望ましいものの、着信ボトルネックに起因し、着信接続料が高止まりするおそれがある。利用者利便の確保のためには、着信接続料について全事業者を対象とした一定のルールが必要。【NTT東日本・西日本】
- 接続料は、自社のネットワークコストの回収手段であり、収入・支出の多寡は大きな問題ではない。
 - 接続料は、自社のネットワークコストを回収するものとして各社が設定するもの。各事業者とも必要なコスト回収ができているのであれば、接続料収入・支出の多寡は大きな問題ではない。【KDDI】
 - 元来、接続料は料金設定権を有さない通話におけるネットワークコストの回収手段として設定されてきたもの。この考え方は収入や支出の多寡により変わるものではない。【ソフトバンク】
- これまでの制度や考え方を踏まえた議論をすることが必要。
 - ネットワークコスト回収のあるべき姿を検討する場合、これまで適正とされてきた原価の範囲など現行ルールを踏まえつつ議論する必要がある。【KDDI】
 - 接続料に各社ネットワークコストの特性や共通コストの回収といった観点を考慮しない場合、事業者によってはコストの一部あるいは大部分を回収出来ないこととなり、事業者毎に有利・不利が発生することも懸念される。検討に当たっては従来の基本思想を大きく逸脱すべきではない。【ソフトバンク】

- IP網へ移行後も継続する中継事業はどのような接続形態か。

<主な意見> ※関係事業者

- IP網への移行後も継続される中継型のサービスは、0AB0サービスと00XYサービス(国際呼を含む)。
 - IP網への移行後も継続される中継型のサービスは、0AB0サービスと00XYサービス(国際呼を含む)で、いずれも中継事業者が料金設定事業者となる。【KDDI・ソフトバンク】
 - 中継事業者が複数連なる接続パターンはなくなる。【KDDI・ソフトバンク】

- 携帯電話網コストに対し、事業規模、保有周波数、割当て時期、各社サービスポリシー等がどのように影響するか。

<主な意見> ※関係事業者

- 固定電話事業と携帯電話事業では事業構造等に大きな差があるため、同一規制を当てはめることは必ずしも適正でない。
 - 携帯電話事業は、ユーザ規模に依らず多額の投資や固定費がかかるため、他サービスと比較して規模の経済が働きやすい。【ソフトバンク】
 - 可能保有・取得帯域により、事業展開に要する基地局数やコストに大きな差異が生じうる。(一般的に、低い周波数は単独基地局で遠方までカバーできるため、低コストでネットワーク構築ができる。)【ソフトバンク】
- 携帯電話事業者網のコストに影響を与える可能性はあるが、どのように影響するかは一概には言えない。
 - 一般的には規模の経済が働く。一方で、効率の良い地域に集中して事業展開することで、事業規模によらず効率的な網構築をすることも理論上は可能。【KDDI】
 - 保有周波数の高低にかかわらず、トラフィックが多い場合は基地局の増設が必要となる。必ずしも保有周波数の違いだけが網のコストに影響を与えるものではない。【KDDI】
 - 通信品質の確保、設備障害発生時や急激なトラフィック変動発生時の設備対応の在り方などについては、各社様々な考え方があり、それを収益面に照らしバランスされている。コストへの影響は一概には言えない。【KDDI】

- IP網へ移行後の音声通信サービスはどうあるべきか。

<主な意見> ※関係事業者

- 音声通信サービス市場自体は今後も縮小傾向となっていくことが想定される。
 - 音声サービスはデータ通信の一つのオプションの位置づけに後退している。音声サービスは衰退期を迎え、サービス提供における課題はサービス維持のための効率化にシフトしていく。【NTT東日本・西日本】
 - 音声通信はデータ通信上の1アプリとしての性格を強めていくものとする。既存の音声トラフィックが減少傾向にある点を踏まえ、通信全体の中で占める地位も徐々に低下していくのではないかと考える。【KDDI】
 - 無料通信アプリやビデオ通話等の普及に伴い、音声通信サービス市場自体は今後も縮小傾向となっていくことが想定される。【ソフトバンク】
- 今後も、音声通信サービスのユーザ利便の維持・向上に向けて努めていく必要がある。
 - 今後もユーザ利便の維持・向上に向けた取り組みに努めていくものとする。【KDDI】
 - 音声事業にかかっているコスト規模は依然大きく、ユーザ利便の維持・向上のための適切なコスト回収は引き続き重要。【ソフトバンク】
- 社会インフラとしての音声通信サービスは、これまでと同様、重要な役割を果たしていく。
 - 誰でも使える双方向コミュニケーションの手段の一つとして、これまでどおりの役割を果たしていくものとする。【KDDI】
 - 他サービスにはないQoS(サービス品質)の確保や緊急呼等を含めた音声通信の価値が低下するものではない。ライフラインとしての位置づけや、特に加入電話が従来より果たしてきた、(着信先としての)通信の完結における重要な役割は変わらない。【ソフトバンク】

- メタルIP電話とひかり電話は、同一機能に係る同一接続料として算定することが妥当か。
- 着信接続料規制を導入する場合、その適用対象はNTT東日本・西日本以外の事業者も含めて適用すべきか。

<主な意見> ※関係事業者

- 規制対象は全事業者とすべき。
 - 原則非規制が望ましいが、利用者利便の確保のため、着信接続料について全事業者を対象とした一定のルールが必要。その際、特定の方法に限定せずフラットに議論すべき。【NTT東日本・西日本】(再掲)
- 規制対象の拡大については反対。
 - 多くの固定系事業者は、NTT東日本・西日本の接続料よりも高い料金は設定していないため、NTT東日本・西日本以外の固定系事業者を適用対象とする必要性は薄い。【ソフトバンク】
 - 携帯電話に関しては次の理由から拡大導入することは適切でない。【ソフトバンク】
 - 二種指定制度において統一した算定ルールが適用されている
 - 携帯電話は固定電話とコスト構造が大きく異なる(基地局設備コストが大部分)
 - 対称規制はシェアの大きな事業者に有利に働く
 - 保有周波数や割当時期の違いによる各社コストの違い